さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験　参画事業者募集要項

# 実証実験の目的

短距離移動の利便性の向上、都市内の回遊性の向上、自転車利用の促進、都市の魅力向上や地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの普及を、民間事業者と連携して実施することの有効性及び課題を検証することを目的とする。

# 業務の概要

1. 実証実験名　　　さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験
2. 実験内容　　　　さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験　仕様書のとおり
3. 実施期間　　　　協定締結日から平成３３年３月３１日まで
4. 実施場所　　　　さいたま市全域

# 参画資格

1. 次のいずれにも該当しないこと。

　ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、本市の一般競争入札に参加させないこととされたもの

　ウ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過していない者

　エ　本実証実験参画事業者募集の告示日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない者

カ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない者

1. 本実証実験参画事業者募集の告示日から参画事業者確定日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること
2. 情報公開及び個人情報の保護について、市の施策に準じた措置を講じることができる者であること。
3. 本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる者であること。

※ 共同企業体として参画する場合は、構成員全員が上記参加資格を満たしていること。

# 参画事業者選定方法

1. 参画事業者の募集期間は、平成３０年８月６日から平成３０年８月２４日までとする。
2. 本実証実験に参画を希望する事業者は、実証実験参画申込書及び必要書類をさいたま市役所自転車まちづくり推進課まで提出する。
3. さいたま市は、提出された運営計画書、関係書類に基づき、さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験　仕様書に定める運営基準を満たしているか審査を行い、結果を速やかに事業者に通知する。
4. 平成３０年８月２４日までに実証実験参画申込書を提出し、③の審査の結果参画が可能とさいたま市が判断した事業者が３者以下の場合、さいたま市は審査に合格した事業者を実証実験参画事業者として選定する。
5. 平成３０年８月２４日までに実証実験参画申込書を提出し、③の審査の結果参画が可能とさいたま市が判断した事業者が４者以上の場合、さいたま市は別途定める要綱により選定委員会を設置したうえで事業者選考会を開催し、事業者からのプレゼンテーションを受けた後、事業者を３者選定する。
6. 提出内容に虚偽の記載があるとさいたま市が判断した場合は、当該事業者を失格とする。

# 協定の締結

　選定された事業者は、さいたま市と協議の上、さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験に関する協定を締結する。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

1. 応募資格を喪失したとき
2. 提出した書類に虚偽の記載があったとき
3. 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
4. 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
5. 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
6. その他、さいたま市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

# 留意事項

1. 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
2. 提出書類の作成及び提出に関する費用は、事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
3. 提出書類等の、募集期間以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
4. 同一の法人からの複数の運営計画書の提出は不可とする。
5. 事業者選定における審査は提出された内容に基づいて行うが、協定の締結に際し事業計画等の修正を求める場合がある。
6. 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
7. 共同企業体で参画申込みを行う場合、その共同企業体を構成する事業者が、単独または別の共同企業体と重複して参加することは認めない。
8. 提出された書類は、行政情報開示請求により公開することがある。

# スケジュール

実証実験参画募集告示日 　　　平成３０年８月６日

実証実験参画申込書受付期間 　平成３０年８月６日～平成３０年８月２４日

　※事業者選考会を実施する場合、日程は参画を希望する事業者に別途通知する。

# 参加手続き

1. 募集要項等の配布

日時　平成３０年８月６日～

場所　さいたま市役所自転車まちづくり推進課　及びさいたま市ＷＥＢサイト

1. 質問の受付・回答

　募集要項及び仕様書について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。なお、電話・来庁等口頭による質問は受け付けない。

提出書類　別紙「質問票」（様式４）

　　　　提出期限　平成３０年８月１０日　午後５時まで

　　　　提出場所　質問票末尾記載のとおり

　　　　提出方法　電子メールで提出し、必ず受理確認の電話をすること。

回答方法　平成３０年８月１５日を目途に、さいたま市ＷＥＢサイト

（http://www.city.saitama.jp/）内で質問と回答を公表する。

1. 実証実験参画申込書の受付

期間　平成３０年８月６日～平成３０年８月２４日

午前８時３０分から午後５時１５分まで（閉庁日を除く）

　　　場所　さいたま市役所自転車まちづくり推進課

1. 提出書類

以下の書式により、日本工業規格Ａ４規格で統一（縦横問わず）して作成、提出すること（作成済みのパンフレット等を除く）。部数は正本１部、副本２部（コピー可）とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類名 | 内容 | 様式 |
| １ | 実証実験参画申込書 | － | 様式１ |
| ２ | 運営計画書 | 以下の項目を含み、仕様書に定める運営基準を満たしていることがわかるようにすること。・自転車及びサイクルポート、ラックの仕様・管理システムの概要・公有地以外でのサイクルポート設置状況及び設置計画書 | 任意 |
| ３ | 会社概要 | 名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等（上の項目があれば会社パンフレット等による提出可） | 任意 |
| ４ | 法人登記事項証明書 | ― | ― |
| ５ | 事業実績書 | 実績等 | 様式２ |
| ６ | 業務の実施体制調書 | 業務実施体制（管理責任者、担当者、人員等）共同企業体で参加する場合は、企業単位の実施体制を含んで記載すること | 様式３ |

1. 審査結果の通知

日時　提出書類受領後、１週間を目途とする。

方法　事業者に対し実証実験参画申込書審査結果通知書により通知する。

# 事業者選考会の実施（４者以上から参画申込みがあった場合のみ）

平成３０年８月２４日までに実証実験参画申込書を提出し、審査の結果参画が可能とさいたま市が判断した事業者が４者以上あった場合は、さいたま市は別途定める要綱により選定委員会を設置したうえで以下のとおり事業者選考会を開催し、事業者からのプレゼンテーションを受けた後、事業者を３者選定するものとする。

　日時・場所　参画申込事業者に別途通知

　採点基準　　別紙　さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験 事業者選考基準表のとおり

　注意事項

* 提出した運営計画書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこと。
* 各事業者のプレゼンテーション時間は、２０分以内とする（質疑応答を除く）。
* プレゼンテーションには、紙資料のほか、プロジェクターを使用することができる。提案者は、必要に応じてＰＣ本体、プロジェクター本体及び接続ケーブルを用意すること。

# 問い合わせ・提出先

　　（１）所在地　〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４

　　（２）所在部署　さいたま市　都市局　都市計画部　自転車まちづくり推進課

　　（３）担当者　井口・勝山

　　（４）電話番号　０４８－８２９－１３９８

　　（５）ＦＡＸ番号　０４８－８２９－１９７９

　　（６）電子メールアドレス　jitensha-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp

以上

様式１

**実 証 実 験 参 画 申 込 書**

平成３０年　　月　　日

さいたま市長　清水　勇人　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験に参画したいので、以下の書類を添えて申し込みます。

提出資料：（１）運営計画書

　　　　 （２）会社概要

　　　　 （３）法人登記事項証明書

　　　　 （５）業務実績書（様式２）

　　　　 （６）業務の実施体制調書（様式３）

【担当者連絡先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　　　　属：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役　　職　　名：

　　　　　　：

　電　話　番　号：

E　メ　ー　ル：

様式２

**事　業　実　績　書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 地域名 | 事業形態 | 事業開始日 | 概要・ポイント |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 備考　平成２０年４月１日以降に、同種又は類似業務の実績がある場合、主な実績を最大７件まで記載し、提出すること（都道府県、人口３０万人以上の市又は特別区における実績を優先する。）※記載スペースが足りない場合は、行間を広げて２ページ以上にまたがってもよい。 |

様式３

**業 務 の 実 施 体 制 調 書**

**[実施体制図]**

[管理責任者・主任技術者・担当者　等]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 本業務における役割 | 部署役職 | 氏　名 | 年齢及び実務経験年数 | 本業務に関する実績 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※記載スペースが足りない場合は、行間等を広げて２ページ以上にまたがってもよい。

様式４

さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験　質問票

|  |  |
| --- | --- |
| 質問年月日 |  |
| 団体・企業名 |  |
| 代表者名 |  |
| 質問者名 |  |
| 所　　属 |  |
| 電　　話 |  |
| Eメール |  |
| 項　　目 | 募集要項・仕様書・その他（　　　　 ）項目： |
| 質問事項 |  |

【質問票提出期限】平成３０年８月１０日午後５時まで

平成３０年８月１５日を目途に、さいたま市WEBサイト（http://www.city.saitama.jp/）内で質問と回答を公表します。

【送付先】電子メールにて提出し、必ず受理確認の電話をしてください。

さいたま市　都市局　都市計画部　自転車まちづくり推進課

電子メールアドレス　jitensha-machizukuri-suishin@city.saitama.lg.jp

電話番号　０４８－８２９－１３９８

別紙　さいたま市シェアサイクル普及事業実証実験 事業者選考基準表

（事業者選考会を実施する場合のみ使用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 小分類 | 内容 |
| 基本方針(30) | 事業運営の基本方針 | 目的を理解し、事業全体の明確なグランドデザインを描いているか |
| 事業期間ごとの方針 | 事業開始３か月後及び６か月後など、期間ごとの事業の目標を設定できているか |
| 地域特性の把握 | 地域特性を把握し、自転車台数やポート設置数等に反映しているか |
| 運営能力実績等(50) | 運営実績 | シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか又は類似する事業の運営実績があるか |
| 運営体制 | 運営は組織化され、適切な人員が配置されているか |
| 採算性 | 事業単独で採算性が確保されているか |
| 既存登録者 | 他都市での運営実績や関連するサービスの提供などにより、さいたま市における利用者となり得る者がいるか |
| 利用者増の取組み | 利用者増に向け、どのような取組みを行うか |
| 運営設備(35) | 自転車性能 | 自転車のデザイン、操作性・耐久性 等 |
| ポート性能 | サイクルポートのデザイン、耐久性 等 |
| 自転車台数及びポート駐輪台数 | 自転車投入台数、ポートの駐輪可能台数及び両者のバランスは適切か |
| ポートの設置場所 | ポートの設置場所及び駐輪可能台数は適切か |
| 自転車及びポートのメンテナンス | 自転車とサイクルポートのメンテナンスはどのように実施するか |
| ポートの設置・撤去 | ポートは速やかに設置及び撤去可能か |
| 自転車の再配置 | ポート間での自転車の偏在に対し、どのように再配置を行うか |
| 利便性(35) | 登録方法 | 利用登録は容易で、多くの利用者が登録できるか |
| 空き状況の確認方法 | 自転車・ポートの空き情報を容易に確認できるか |
| 利用方法 | 自転車の開錠・施錠等は容易にできるか、一時駐輪は可能か |
| 決済方法 | 自転車利用料の決済は容易で、複数の決済方法を選択できるか |
| 利用料金 | 利用者が利用しやすい料金設定となっているか |
| 多言語対応 | 日本語のほか、多言語に対応しているか |
| 制度周知・マナー啓発 | 周知・広報及び利用者へのマナー啓発の方法 |
| 安全・環境対策(60) | 自転車・ポートの安全性 | 自転車及びポートは、利用者や周辺への安全性に配慮されているか |
| 緊急時の対応 | 事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法はどうなっているか |
| 保険内容 | 加入する保険の内容はどうなっているか |
| 違法駐輪対策 | 違法駐輪対策としてどのような事を実施するのか |
| 防犯・盗難対策 | 自転車にどのような防犯・盗難対策が施されているか |
| 個人情報の管理 | 個人情報の管理方法及び管理体制は適正か |
| 地域連携(40) | 提供可能データ | さいたま市にどのようなデータを提供できるのか |
| 本市施策との連携 | 交通、経済、観光等、本市施策との連携をどう考えているか |
| 地域事業者との連携 | 地域事業者との連携等により、地域経済の活性化につながるか |
| 実証実験後の展開 | 実証実験後の事業計画をどのように考えているか |
| 合計(250) | 32項目 |  |